# 環境学習事業等運営業務委託プロポーザル　審査要領

１．審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象となる参加事業者（以下、「参加者」という。）は、四日市市（以下、「本市」という。）へ企画提案書を提出した応募者に限る。

２．審査の方法（項目・配点・審査基準）

（１）本市が設置した環境学習事業等運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）が参加者の審査を行う。

（２）審査は委員会の各委員が、参加者ごとに、各審査項目を対して評価点を付与する。

（３）各委員の評価点について、審査項目ごとに平均点を算出し、各審査項目の平均点を合算した総得点の最も高い参加者を受託候補者として選定する。この際、平均点算出の際の小数点以下は切り捨てとする。なお、総得点が同点の場合は、審査委員会で協議して決定するものとする。

（４）総得点が３００点未満の事業者は、受託候補者としないこととする。

（５）審査内容、審査項目は別紙のとおりとする。

３．審査

（１）企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査を実施する。

（２）見積合計金額が委託料（見積限度額）を越えている場合は、審査対象から除外する。

（３）審査の詳細（会場、日時等）については、後日各参加者へ通知する。

（４）審査結果は、企画提案書の提出のあったすべての参加者に通知する。

４．プレゼンテーション等

（１）プレゼンテーションは参加者から企画提案書の説明（２０分）、参加者へのヒアリング（１５分）で行う。ただし、参加者数等によりこの時間は増減する。

（２）出席人数は３名以内とし、質問に適切に対応できる者が出席すること。また配置予定者が１名以上含まれること。

（３）補足資料の配付は認めない。また説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書の内容のみとし、これら機材を使用する場合は、事前連絡の上、基本的に企画提案者で準備すること。

５．その他

（１）企画提案書に事実と相違が認められた場合は、事実に基づいた評価を行う。
この場合、下方評価はするが、上方評価はしない。